

資 料 編

1 計画の検討経過

○平成25年度 策定経過

日 時	委員会名称等	主な内容
平成25年6月5日	第1回健康福祉審議会 (第1回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会運営方針、体制 ・ 市長諮問 ・ 「三田市地域福祉計画」の概要
平成25年7月26日	合同部会 (市・社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の成果まとめ ・ 全国の課題、各制度の方向性報告 ・ 計画の課題まとめ
平成25年9月26日	第1回地域福祉部会 (市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進行予定について ・ 計画の課題について ・ 問題解決策についての意見交換
平成25年10月21日	第2回地域福祉部会 (市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次三田市地域福祉計画（素案）について
平成26年1月23日	第2回健康福祉審議会 (第2回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント版素案に係る報告及び協議
平成26年2月5日 ～2月24日	パブリックコメント実施	
平成26年3月14日	第3回健康福祉審議会 (第3回全体会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次三田市地域福祉計画の最終案について ・ 答申案の採決 ・ 答申書提出予定について

○平成30年度 中間評価・見直し経過

日 時	委員会名称等	主な内容
平成30年5月11日	健康福祉審議会（全体会） ・第1回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・市長諮問 ・審議会運営方針、体制 ・「三田市地域福祉計画」の概要
平成30年6月28日	第2回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章「行政」の「取り組み内容」 ・庁内における課題
平成30年8月20日	第3回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章「行政」の「取り組み内容」 ・市民意識調査（速報値）
平成30年9月26日	第4回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3章「行政」の「取り組み内容」 ・第3章「市民」「事業者」の「取り組み内容」
平成30年10月31日	第5回地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申案 ・計画（素案）
平成30年11月19日	健康福祉審議会（答申）	<ul style="list-style-type: none"> ・会長答申
平成30年12月5日 ～平成31年1月4日	パブリックコメント実施	

2 三田市健康福祉審議会地域福祉部会委員名簿

○平成25年度

部会内での区分	所 属（団体）	氏 名
学識経験者	元湊川短期大学教授、社会福祉士・ 精神保健福祉士	◎中田 篤彦
学識経験者	佛教大学福祉教育開発センター講師	○後藤 至功
地縁型市民団体	三田市区・自治会連合会	藤村 晴彦
地縁型市民団体	三田市連合婦人会	油谷 晃代
地縁型市民団体	三田市老人クラブ連合会	東田 るい
福祉関係団体	三田市民生委員児童委員協議会	杉本 義幸
福祉関係団体	三田ボランティア連絡会	川邊 元
福祉関係団体	三田市社会福祉協議会	中後 仁美
福祉系NPO団体	NPO法人三田市手をつなぐ育成会	三木 尚美
福祉関係団体	本庄地区ふれあい活動推進協議会	奥野 重吉
テーマ型市民団体等	子育て支援グループ キララ	梶元 梨香
公募	市民公募	向井 洋江
公募	市民公募	羽島 新菜
公募	市民公募	奥野 成雄

◎部会長 ○副部会長

※敬称略

○平成30年度

部会内での区分	所 属（団体）	氏 名
学識経験者	元流通科学大学教授	◎塚口 伍喜夫
福祉関係団体	三田市社会福祉協議会	○馬場 俊彦
地縁型市民団体	三田市区・自治会連合会	植村 利弘
NPO団体	NPO法人場とつながりの研究センター	大島 一晃
福祉関係事業者	社会福祉法人光耀会	岡本 征
福祉関係団体	三田市民生委員児童委員協議会	堺 莞爾
福祉関係団体	三田ボランティア連絡会	奈良 恵美子
地縁型市民団体	三田市老人クラブ連合会	西嶋 明彦
テーマ型市民団体	三田市在宅高齢者介護の会「つくしの会」	藤原 明子
福祉関係団体	ふれあい活動推進協議会	古田 茂充
学識経験者	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部	安田 理香

◎部会長 ○副部会長

※敬称略

3 三田市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第5条の規定に基づき三田市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(臨時委員)

第4条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、当該特別事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

- 2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときに、その身分を失う。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を設けることができる。

- 2 審議会は、第3条第3項の規定にかかわらず、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉担当課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

4 三田市健康福祉審議会専門部会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の健康福祉施策に係る分野別諸計画（法令に策定義務又は策定努力義務のあるものに限る。）について、三田市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）における審議検討を効率的に進めるため、三田市健康福祉審議会規則（平成21年三田市規則第18号。以下「規則」という。）第5条に基づき設置される部会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(部会の組織及び所掌)

第2条 この要綱において、部会とは、次の各号に掲げる部会とし、それぞれ当該各号に定める計画項目を審議する必要があると認められるときに設置することができる。

- (1) 地域福祉部会 地域福祉計画に関する審議
- (2) 障害者福祉部会 障害者福祉基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する審議
- (3) 高齢者・介護部会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する審議
- (4) 健康部会 健康増進計画に関する審議

(委員構成)

第3条 部会の委員（以下「部会員」という。）は、審議会の常任委員及び規則第4条に基づき当該年度に委嘱されている臨時委員の中から、所掌審議に必要な者を審議会会長が選任する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長

の決するところによる。

(報告)

第6条 部会は、第2条各号に定める所掌計画（以下「各所掌計画」という。）に関しそれぞれ審議した事項を、審議会会長に対して報告しなければならない。

(設置期間)

第7条 部会の設置期間は、各所掌計画に関する審議が終了するまでとする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める担当課において処理する。

- (1) 地域福祉部会 地域福祉施策担当課
- (2) 障害者福祉部会 障害者施策担当課
- (3) 高齢者・介護部会 高齢者・介護施策担当課
- (4) 健康部会 健康増進施策担当課

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱の施行後最初に行われるそれぞれの部会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、審議会会長が招集することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

5 計画の成果指標

基本目標 -基本施策	指標	当 初 (H24)	中 間 (H30)	目 標 (H34)	評価	算出 根拠
1-1	隣近所とまったく付き合いをしない。	3.3%	3.6%	2.0%	△	市民意識調査
1-2	隣近所の人と「困った時に助け合っている」割合	18.1%	15.0%	30.0%	▲	市民意識調査

・隣近所とまったく付き合いをしない人の割合はわずかに減少しています。

・隣近所の人と「困った時に助け合っている」割合は減少しています。

⇒地域のつながりを強める取り組みが必要です。

2-1	地域活動へ参加している人の割合	(H25) 39.0%	37.1%	50.0%	△	市民意識調査
2-2	出前講座の件数	(H25) 1回	(H29) 1回	8回以上	△	担当課資料

・地域活動へ参加している人の割合はわずかに減少しています。

・出前講座の件数は変化が見られません。

⇒地域活動への興味関心を持たせる取り組みが必要です。

3-1	認知症サポーター*養成講座参加者数	(H25) 4,183人	(H29) 8,897人	(H33) 11,400人	○	市総合計画
3-2	自主防災組織数	72.9%	(H29) 78.4%	(H33) 80.0%	△	市総合計画
	「避難行動要支援者支援制度」の認知度	27.7%	29.1%	50.0%	△	市民意識調査

・認知症サポーター養成講座参加者数は増加しています。

・自主防災組織数はわずかに増加しています。

・「避難行動要支援者支援制度」の認知度はわずかに増加しています。

⇒日常から災害等に備える意識啓発が必要です。

◎：目標を達成した ○：目標は達成していないが改善している（変動率10%以上）

△：変化がない（変動率±10%未満） ▲：悪化している（変動率-10%以上） -：評価困難

* 認知症サポーター

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族に対し、見守り、声かけ、手助けをするなど、温かく見守る応援者のこと。

基本目標 -基本施策	指標	当 初 (H24)	中 間 (H30)	目 標 (H34)	評価	算出 根拠
4-1	「三田市権利擁護・成年後見支援センター」の設置	未設置	H27.4 設置済	設置	◎	担当課 資料
	「三田市権利擁護・成年後見支援センター」の延相談件数（権利擁護支援及び生活困窮者自立相談支援相談）	(H27) 811件	(H29) 997件	1,500件	○	担当課 資料
4-2	福祉サービスを利用した際に「相談・問い合わせ先が分からなかった」と回答した人の割合	17.8%	6.1%	3.0%	○	市民意 識調査
4-3	成年後見制度の認知度	—	58.8%	80.0%	—	市民意 識調査
	市民後見人候補者の登録数	—	0人	10人	—	担当課 資料

・「三田市権利擁護・成年後見支援センター」は平成27年4月に三田市総合福祉保健センター内に設置しました。

・「三田市権利擁護・成年後見支援センター」の延相談件数は増加しています。

・福祉サービスを利用した際に「相談・問い合わせ先が分からなかった」と回答した人の割合は減少しています。

・成年後見制度の認知度は当初値がないため、平成34年に最終評価を行います。

・市民後見人候補者の登録数は当初値がないため、平成34年に最終評価を行います。

⇒「三田市権利擁護・成年後見支援センター」及び成年後見制度の周知を引き続き行っていく必要があります。

5-1	地域福祉支援室の認知度	34.4%	37.8%	50.0%	△	市民意 識調査
5-2	ユニバーサルデザインという言葉も考え方も知っている市民の割合	—	47.2%	80.0%	—	市民意 識調査

・地域福祉支援室の認知度はわずかに増加しています。

・ユニバーサルデザインという言葉も考え方も知っている市民の割合は当初値がないため、平成34年に最終評価を行います。

⇒各地域における支援拠点や活動拠点のあり方について、整理・検討が必要です。

◎：目標を達成した ○：目標は達成していないが改善している（変動率10%以上）

△：変化がない（変動率±10%未満） ▲：悪化している（変動率-10%以上） —：評価困難

平成 30 年度
三田市市民意識調査
調査結果報告書
(地域福祉計画関連)

※政策課が作成したものを福祉総務課が地域福祉計画関連を基
に再編したものです。

平成 30 年 10 月
三田市

I 調査概要

1. 調査目的

この調査は、市民の価値観や行動志向、行政への要望など市民生活の基本的な意識について把握することにより、今後の政策形成、施策運営の基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査内容

(1) 「地域福祉」について

- 問 1 隣近所との付き合いの程度
- 問 2 「地域福祉活動」の参加状況
- 問 3 「地域福祉活動」に参加していない理由
- 問 4 「避難行動要支援者支援制度」の認知状況
- 問 5 「地域福祉支援室」の利用・認知状況
- 問 6 福祉サービスの利用経験の有無
- 問 7 福祉サービスを利用して最も困ったこと
- 問 8 「ユニバーサルデザイン」の言葉の理解度
- 問 9 “福祉のまち”づくりに関する行政と地域住民との関係

(2) 「成年後見制度」について

- 問 10 「成年後見制度」の利用・認知状況
- 問 11 「成年後見制度」を知ったきっかけ
- 問 12 「成年後見制度」の利用意向
- 問 13 「成年後見制度」を利用したくない理由
- 問 14 「成年後見制度」で援助者（後見人など）になってもらいたい人

(3) 回答者の属性

- 問 15 居住地区
- 問 16 性別
- 問 17 年齢
- 問 18 世帯構成
- 問 19 家族構成員
- 問 20 職業
- 問 21 通勤・通学先

3. 調査方法

- | | |
|-----------|---|
| (1) 調査地域 | 三田市内 |
| (2) 調査対象 | 市内に在住する 18 歳以上の市民 3,000 人 |
| (3) 抽出方法 | 住民基本台帳から年齢別地域別層化系統抽出 |
| (4) 配布方法 | 郵送 |
| (5) 回収方法 | 郵送（インターネットによる回答も可）
※お礼状兼督促状 1 回送付 |
| (6) 調査期間 | 平成 30（2018）年 6 月 15 日（金）～7 月 6 日（金） |
| (7) 有効配布数 | 2,997 件（不到着 3 件） |
| (8) 有効回収数 | 1,439 件（回収率 48.0%）
※インターネットによる回答 265 件含む |

4. 報告書の見方

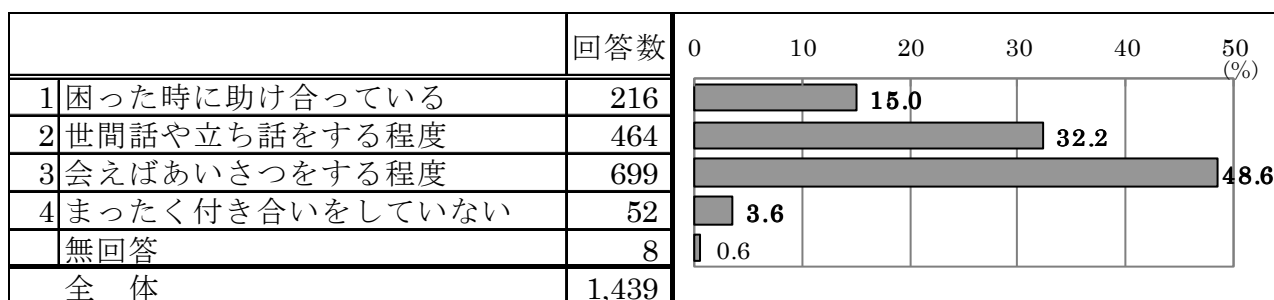
- ① 集計結果は、小数点以下第 2 位を四捨五入しており、比率の合計が 100.0%にならないことがあります。複数回答を求めた設問は、回答者に対する割合を示しているので合計が 100%を超えています。
- ② 「全体」は、回答者数（1,439）であり、「回答総数」は複数回答の場合の全回答数を指し、「該当者」は回答者を特定した場合の母数を表しています。また、複数回答のグラフの％は（MA％）として複数回答であることを表しています。
- ③ 年代別集計は、70 歳代と 80 歳以上を合わせて「70 歳以上」として分析しています。
- ④ 地区別集計は、地区区分として、三田地区、三輪北部地区（志手原小学校区）、友が丘地区、三輪地区（三輪北部地区・友が丘地区を除く）、広野地区、小野地区、高平地区、つつじヶ丘地区、藍地区（つつじヶ丘地区を除く）、本庄地区、フラワータウン地区、ウッディタウン地区、カルチャータウン地区に分けて分析しています。
- ⑤ 本文中の質問文及び選択肢などについて、長い文については簡略化しています。
- ⑥ 年代別や地域別は、対象者ごとに％を算出しており、複数回答については、**第 1 位**、**第 2 位**、**第 3 位**として順位を表しています。なお、同率の場合は、同一順位とし、以下の順位を繰り下げています。
- ⑦ 複数の回答合わせた『知っている』などは、回答者数を全体で除しており、単数の合計とは合わないことがあります。

II 調査結果

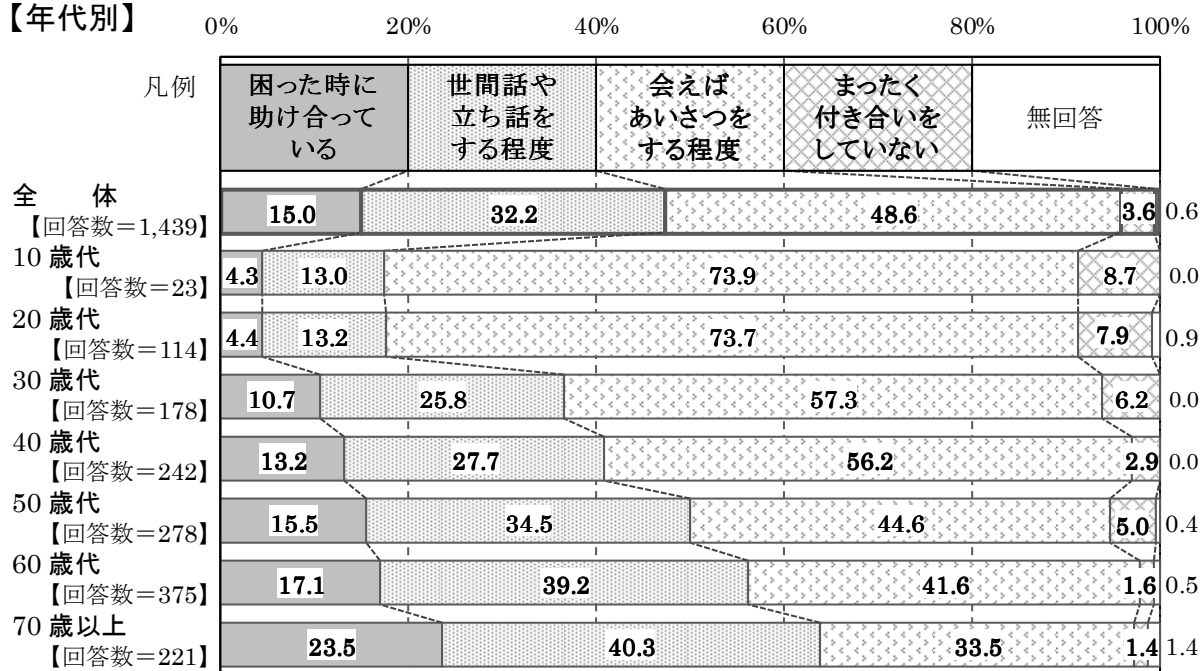
1 「地域福祉」について

(1) 隣近所との付き合いの程度

問1 あなたは、現在、隣近所の人とどの程度の付き合いをしていますか。(○は1つ)

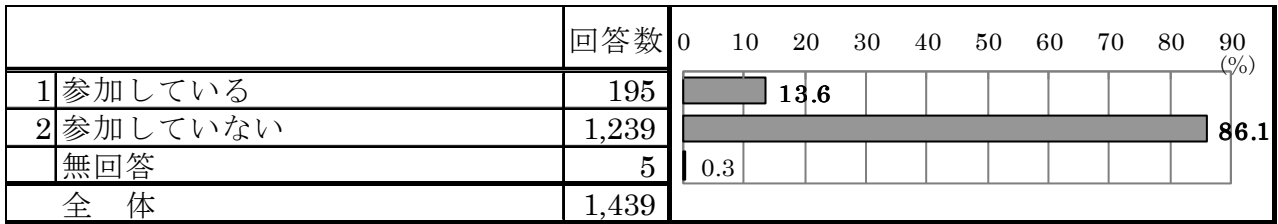


【年代別】

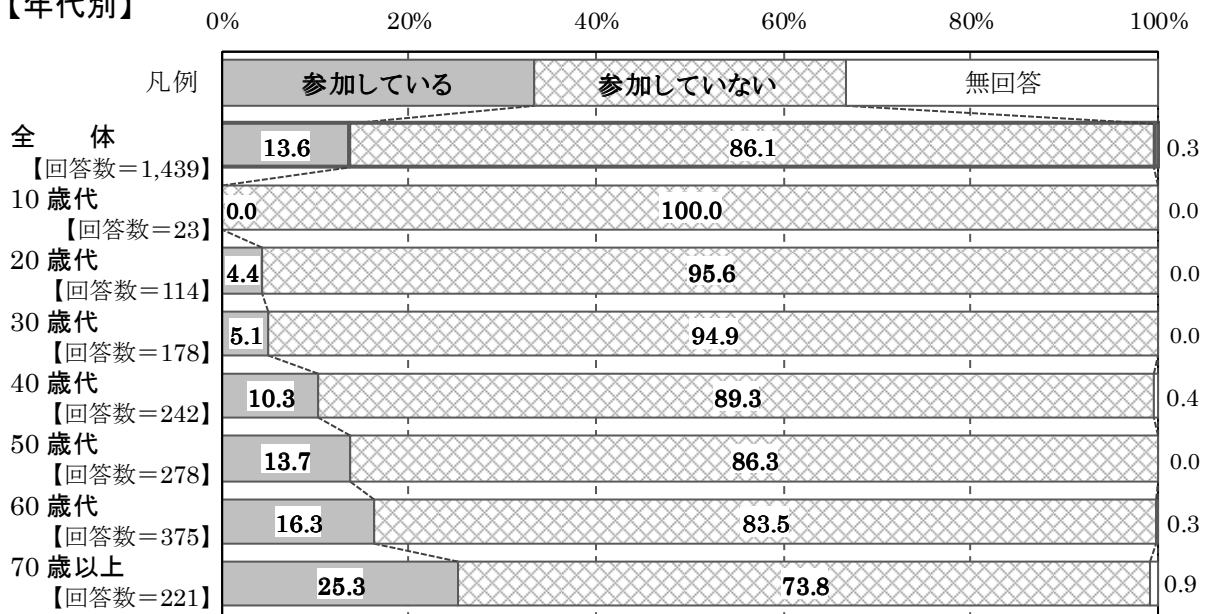


(2)「地域福祉活動」の参加状況

問2 あなたは、「地域福祉活動」に参加していますか。(〇は1つ)

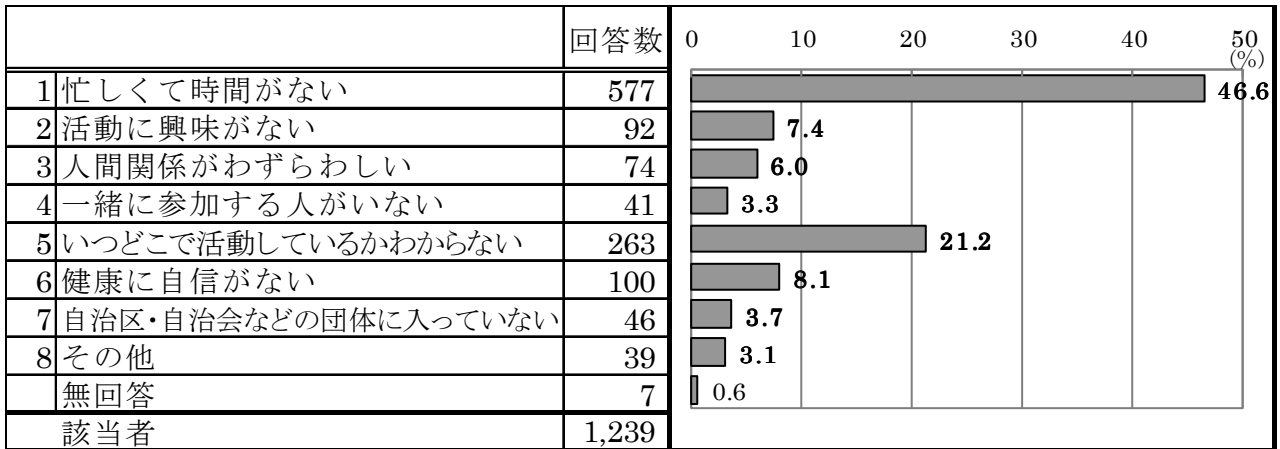


【年代別】



(3)「地域福祉活動」に参加していない理由

問3 【問2で「2 参加していない」を選んだ方にお聞きします。】その最も大きな理由は何ですか。(〇は1つ)



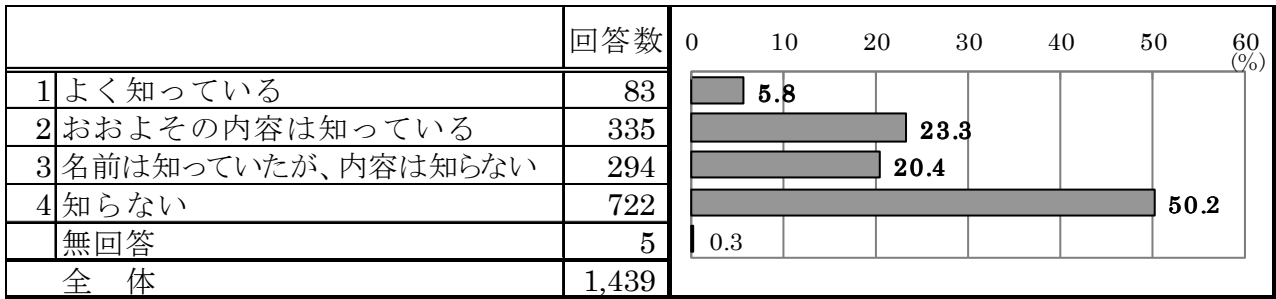
※「その他」の内容：介護や育児のため(13)、検討しているが参加できていない(4)、家族が活動している(3)、当番の時に参加している(3)、きっかけがない(2)、最近引っ越してきた(2)など

【年代別】 【地域福祉活動に参加していない最も大きな理由】

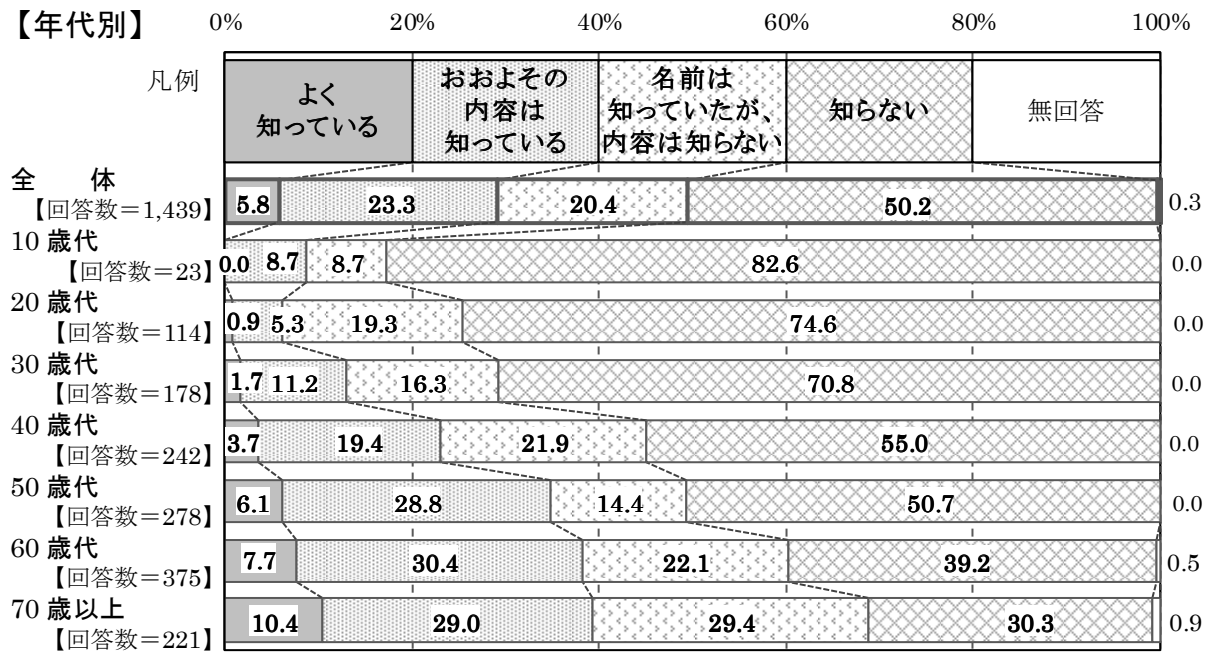
	忙しくて時間がない	活動に興味がない	人間関係がわずらわしい	一緒に参加する人がいない	いつどこで活動しているかわからない	健康に自信がない	自治区・自治会などの団体に入っていない	その他	無回答
該当者 【該当数=1,239】	46.6%	7.4%	6.0%	3.3%	21.2%	8.1%	3.7%	3.1%	0.6%
10歳代 【該当数=23】	43.5%	21.7%	0.0%	0.0%	30.4%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%
20歳代 【該当数=109】	50.5%	10.1%	1.8%	4.6%	20.2%	0.9%	6.4%	4.6%	0.9%
30歳代 【該当数=169】	58.0%	4.1%	4.1%	3.6%	23.7%	0.0%	4.7%	1.2%	0.6%
40歳代 【該当数=216】	56.0%	9.7%	5.6%	1.4%	22.7%	0.9%	2.8%	0.9%	0.0%
50歳代 【該当数=240】	52.5%	6.3%	6.3%	3.8%	21.3%	4.2%	2.9%	2.5%	0.4%
60歳代 【該当数=313】	40.9%	7.0%	8.3%	3.5%	19.8%	12.8%	2.2%	4.2%	1.3%
70歳以上 【該当数=163】	22.7%	6.7%	6.1%	4.3%	18.4%	28.8%	6.1%	6.7%	0.0%

(4)「避難行動要支援者支援制度」の認知状況

問 4 あなたは、「避難行動要支援者支援制度」についてご存じですか。(〇は1つ)

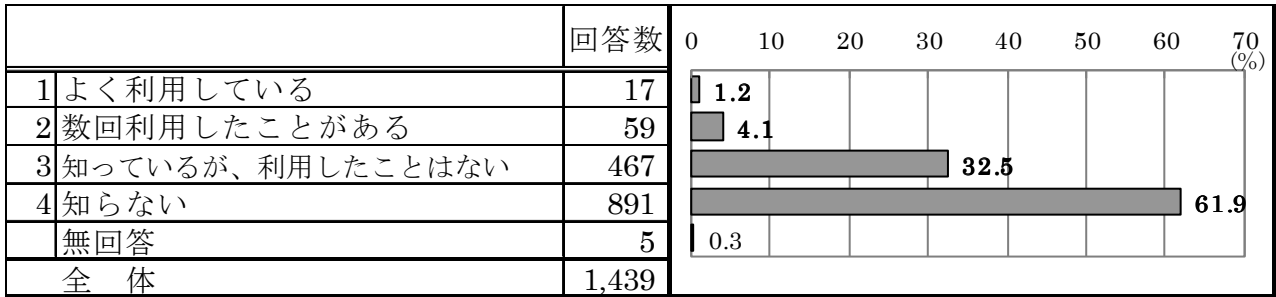


【年代別】

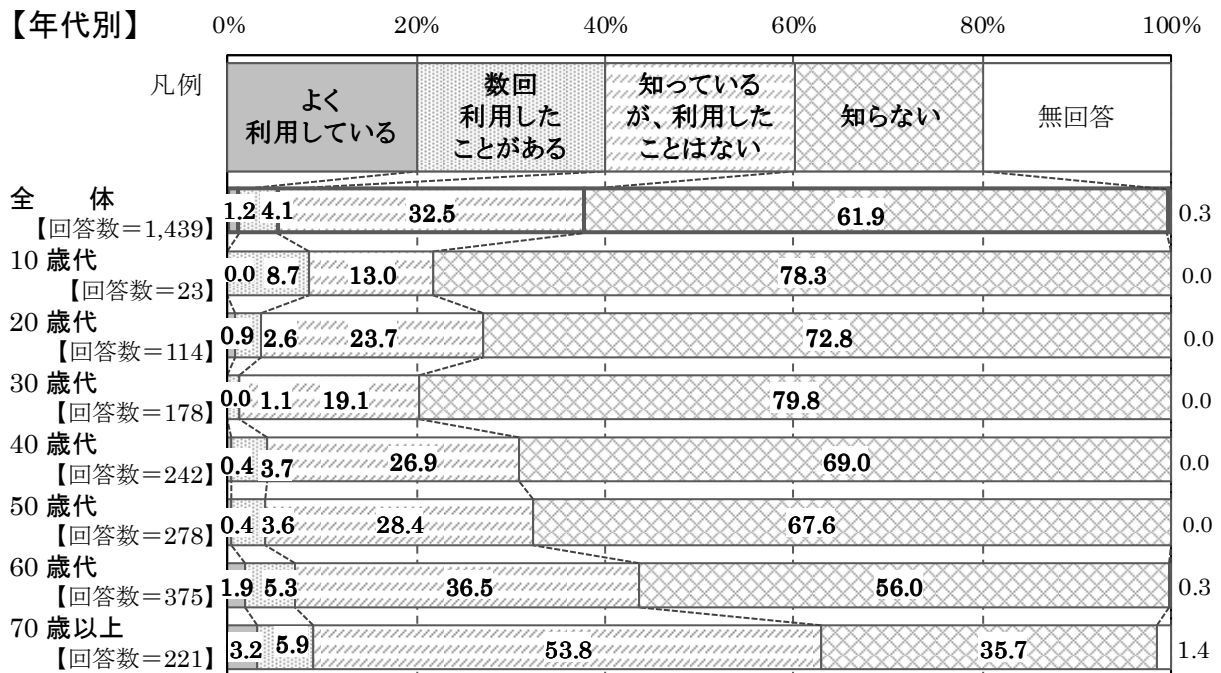


(5)「地域福祉支援室」の利用・認知状況

問5 あなたは、市民センターなどに設置された「地域福祉支援室」を利用したことがありますか。(○は1つ)



【年代別】

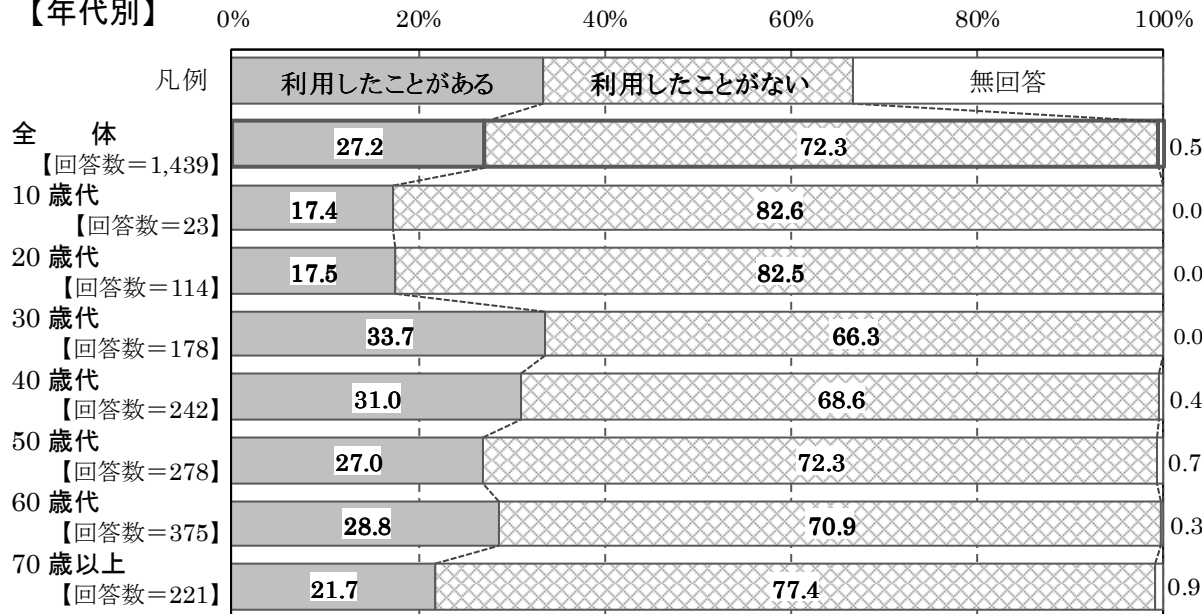


(6) 福祉サービスの利用経験の有無

問 6 あなたもしくはあなたのご家族は、これまでに子育てや、高齢者・障害者の介護・介助など、何らかの福祉サービスを利用したことがありますか。(○は1つ)

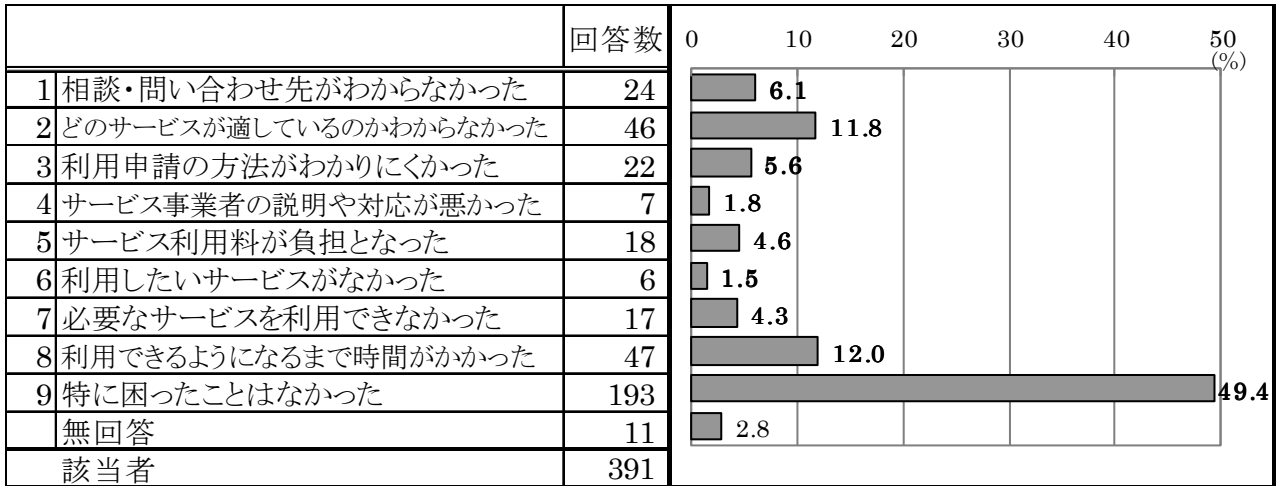
	回答数	0	10	20	30	40	50	60	70	80	(%)	
1 利用したことがある	391											27.2
2 利用したことがない	1,041											72.3
無回答	7											0.5
全 体	1,439											

【年代別】



(7) 福祉サービスを利用して最も困ったこと

問 7 【問 6 で「1 利用したことがある」を選んだ方にお聞きします。】サービスを利用して最も困ったことは何でしたか。(〇は1つ)

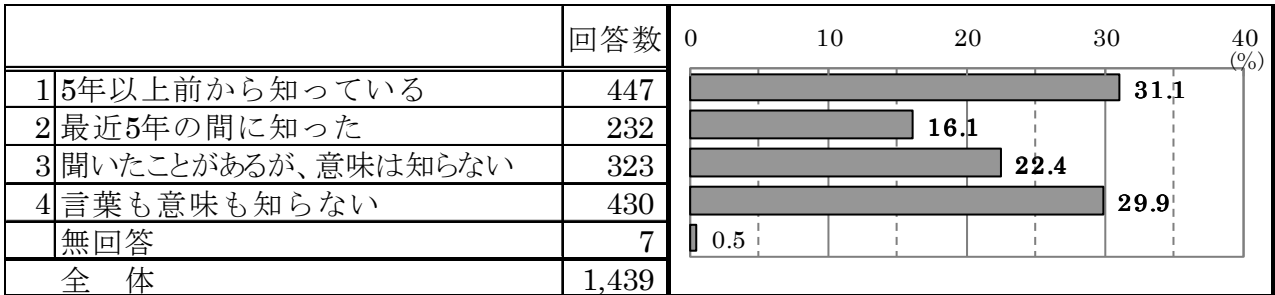


【年代別】 【福祉サービスを利用して最も困ったこと】

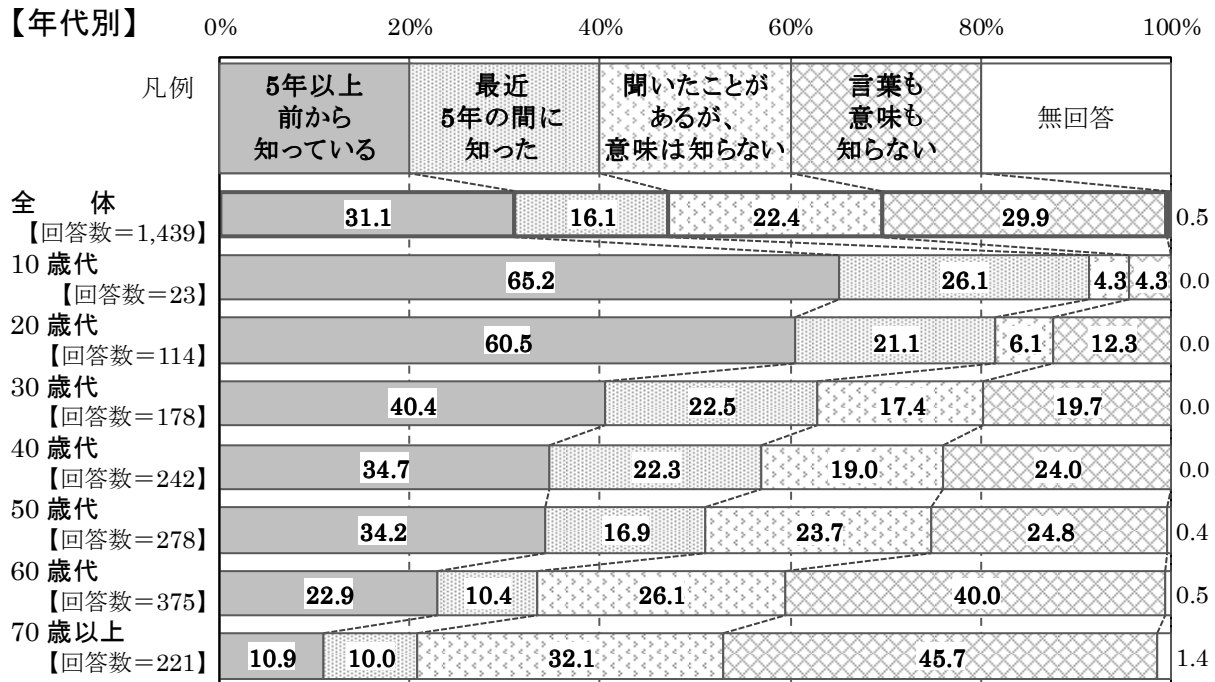
	相談・問い合わせ先がわからなかった	どのサービスが適しているのかわからなかった	利用申請の方法がわかりにくかった	サービス事業者の説明や対応が悪かった	サービス事業者の説明や対応が悪かった	サービス利用料が負担となった	利用したいサービスがなかった	必要なサービスを利用できなかった	利用できるようになるまで時間がかかった	特に困ったことはなかった	無回答
該当者 【該当数=391】	6.1%	11.8%	5.6%	1.8%	4.6%	1.5%	4.3%	12.0%	49.4%	2.8%	
10 歳代 【該当数=4】	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	0.0%	
20 歳代 【該当数=20】	10.0%	15.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	20.0%	10.0%	35.0%	0.0%	
30 歳代 【該当数=60】	5.0%	18.3%	5.0%	1.7%	5.0%	1.7%	5.0%	15.0%	41.7%	1.7%	
40 歳代 【該当数=75】	5.3%	12.0%	10.7%	2.7%	6.7%	2.7%	2.7%	4.0%	52.0%	1.3%	
50 歳代 【該当数=75】	10.7%	9.3%	4.0%	1.3%	1.3%	4.0%	2.7%	16.0%	46.7%	4.0%	
60 歳代 【該当数=108】	6.5%	11.1%	7.4%	1.9%	4.6%	0.0%	3.7%	12.0%	48.1%	4.6%	
70 歳以上 【該当数=48】	0.0%	8.3%	0.0%	2.1%	4.2%	0.0%	4.2%	14.6%	64.6%	2.1%	

(8)「ユニバーサルデザイン」の言葉の理解度

問8 あなたは、「ユニバーサルデザイン」という言葉とその意味を知っていますか。(〇は1つ)

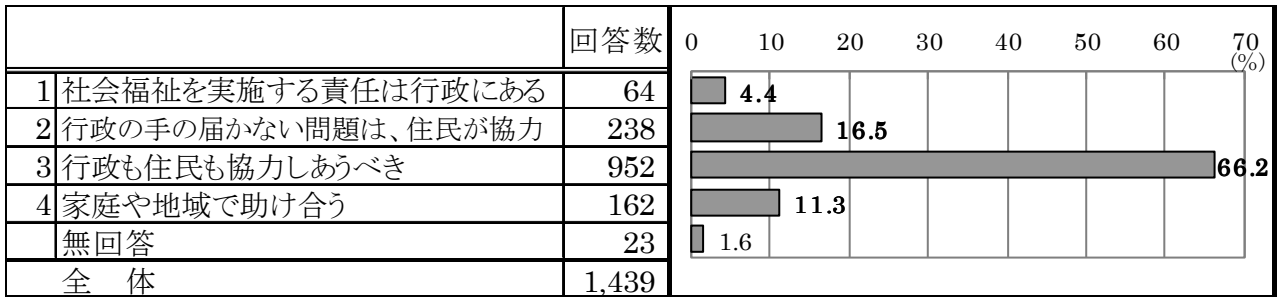


【年代別】

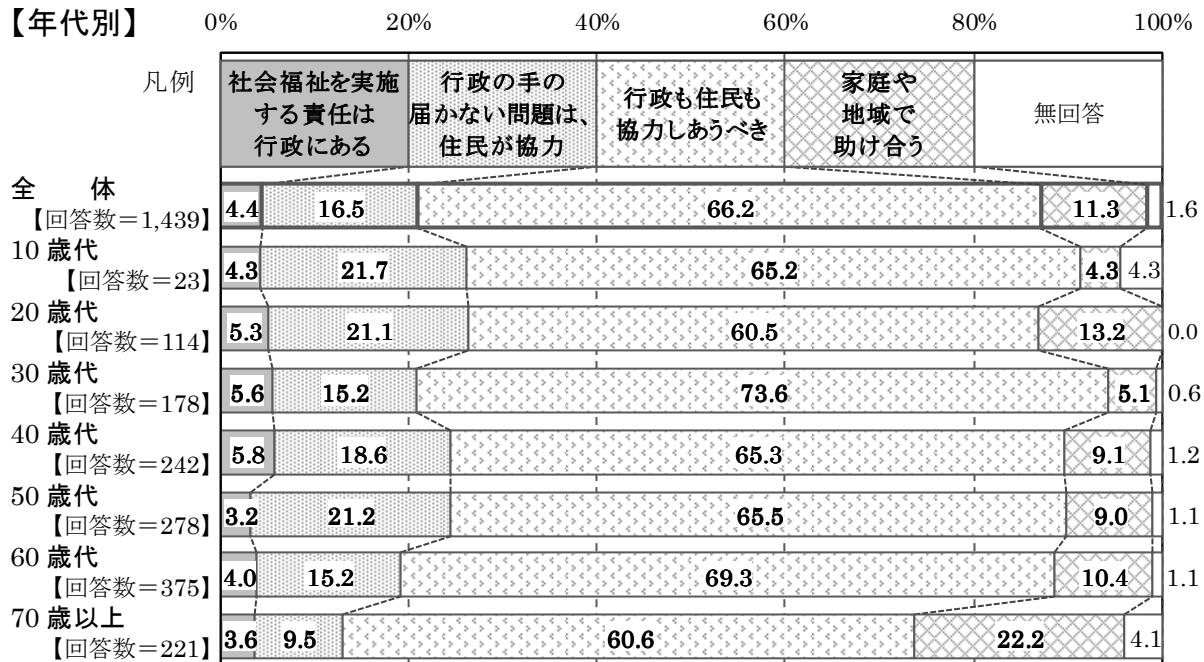


(9) “福祉のまち” づくりに関する行政と地域住民との関係

問9 だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる“福祉のまち”を創っていくうえで、行政と地域住民との関係について、あなたの考えに最も近いものは何ですか。(〇は1つ)



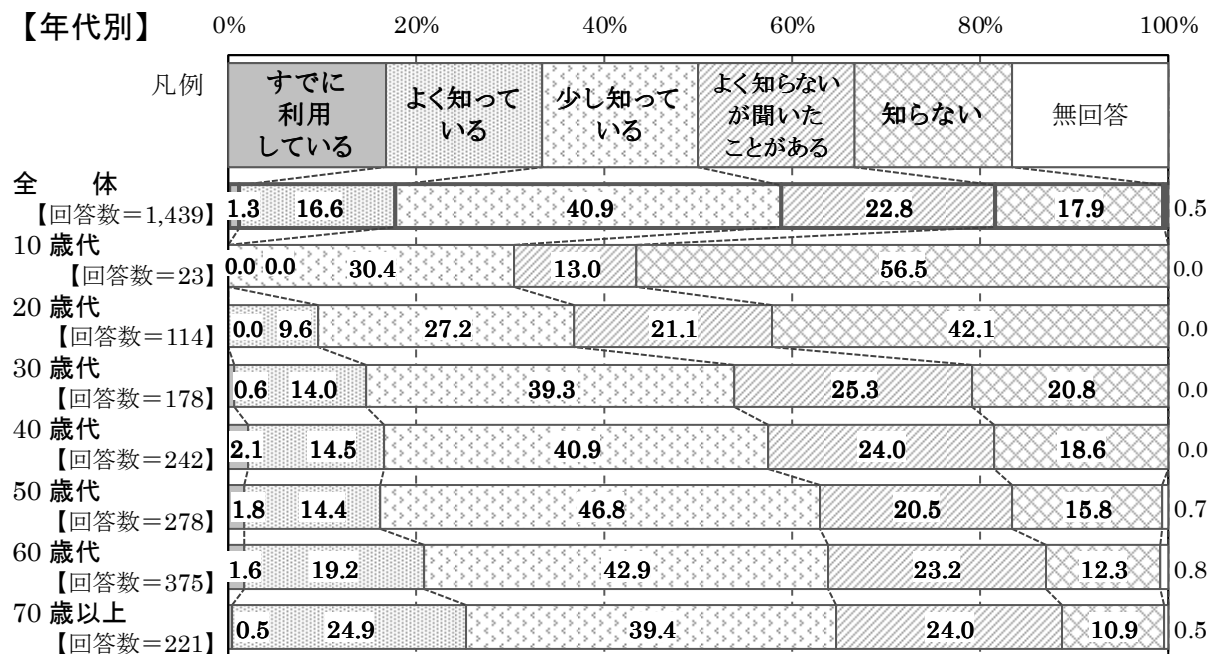
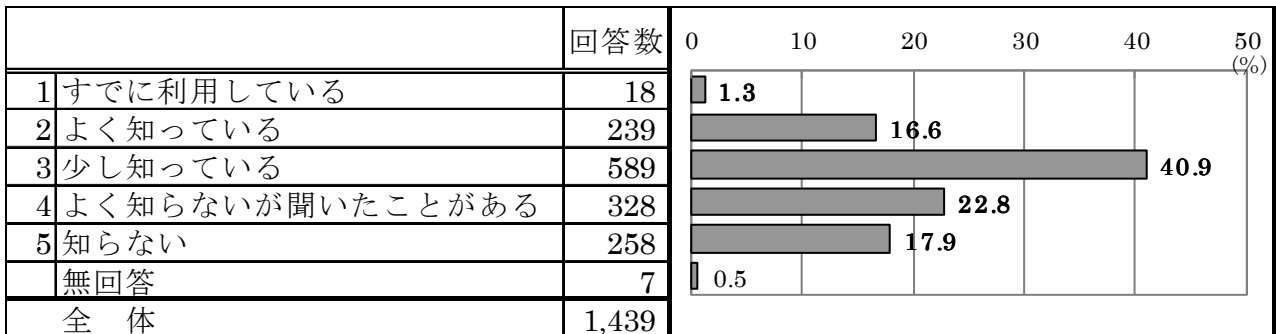
【年代別】



2 「成年後見制度」について

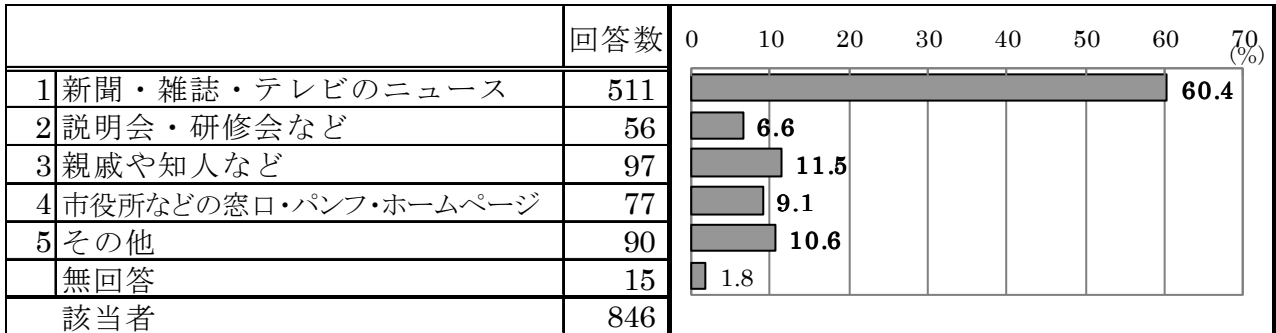
(1) 「成年後見制度」の利用・認知状況

問 10 あなたは、「成年後見制度」についてご存じですか。(○は1つ)



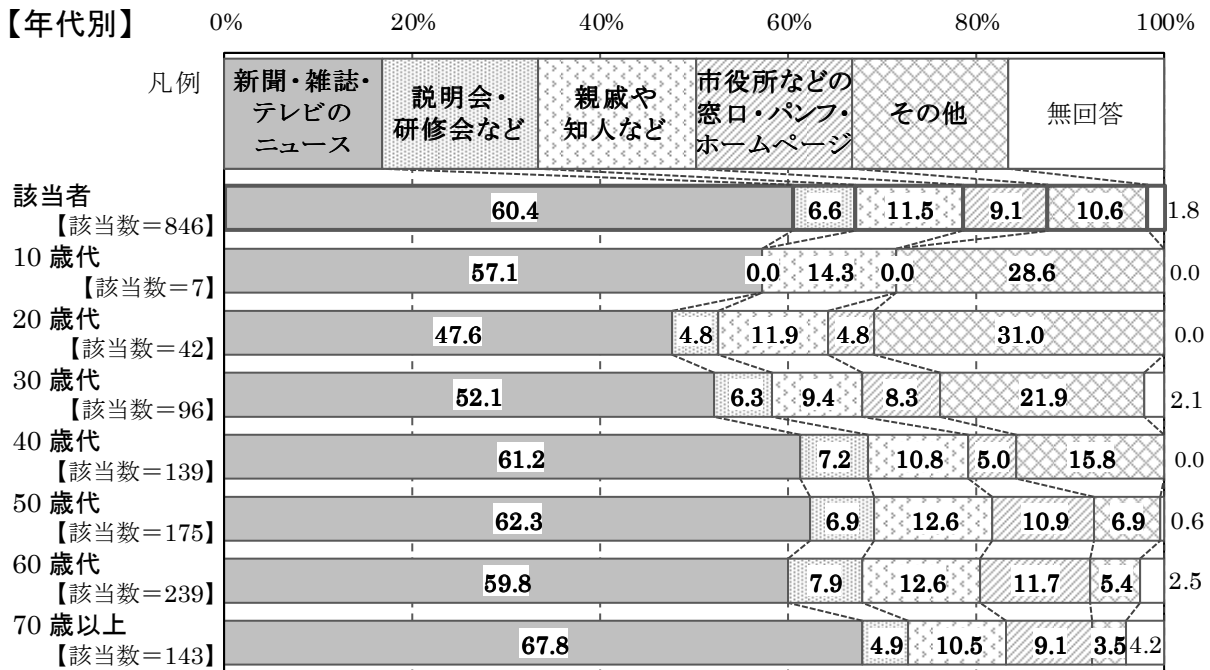
(2) 「成年後見制度」を知ったきっかけ

問 11 【問 10 で「1 すでに利用している」「2 よく知っている」「3 少し知っている」を選んだ方にお聞きします。】どこで「成年後見制度」を知り（聞き）ましたか。（○は 1 つ）



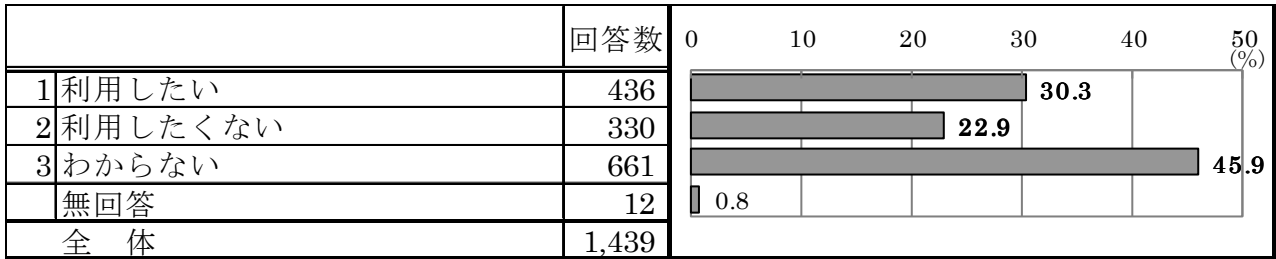
※「その他」の内容：仕事に関係している（42）、大学や高校の授業で（18）、資格取得の際に学んだ（12）、金融機関からの説明で（2） など

【年代別】

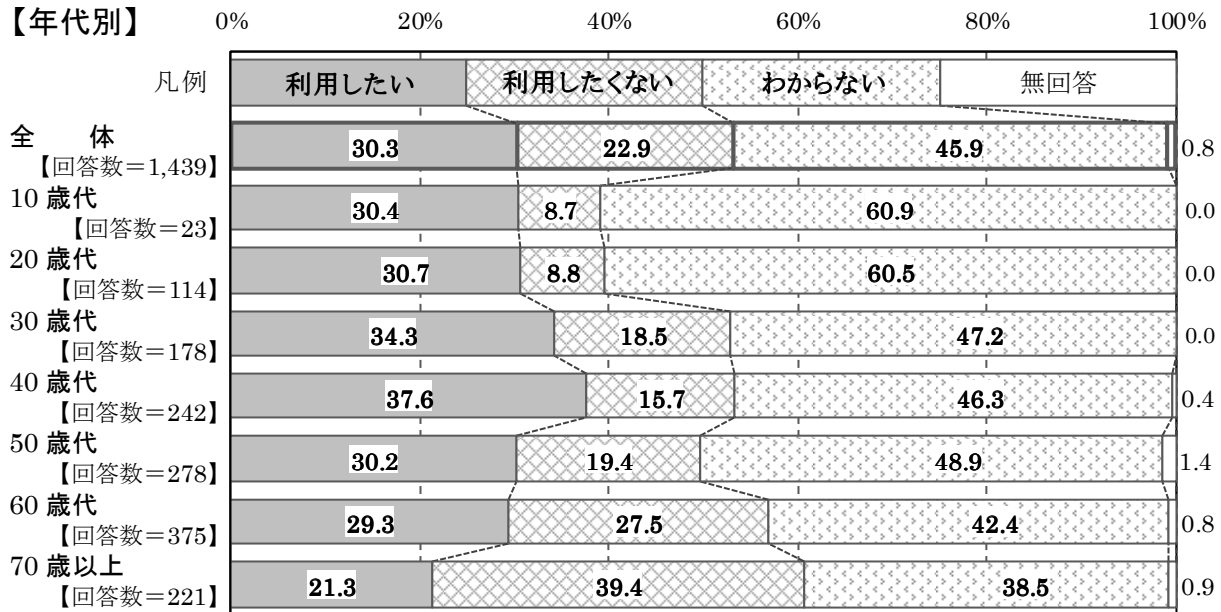


(3)「成年後見制度」の利用意向

問 12 あなた自身や親族が認知症などにより判断能力が十分でなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか。(○は1つ)



【年代別】



(4)「成年後見制度」を利用したくない理由

問 13 【問 12 で「2 利用したくない」を選んだ方にお聞きします。】その理由として、あなたの考えに最も近いものは何ですか。(〇は1つ)

	回答数	0	10	20	30	40	50	60	70	80 (%)
1 制度を使わなくとも家族がいる	235	71.2								
2 他人に財産などを任せることが心配	34	10.3								
3 家族などの信頼関係が崩れるおそれがある	8	2.4								
4 援助者になってほしい人がみあたらない	5	1.5								
5 費用がどのくらいかかるか心配	5	1.5								
6 手続きが大変そう	21	6.4								
7 裁判所に申し立てることに抵抗がある	3	0.9								
8 どういうときに利用していいかわからない	7	2.1								
9 その他	11	3.3								
無回答	1	0.3								
該当者	330									

※「その他」の内容：家族以外を後見人することに抵抗がある (2)、後見人の負担が生じる (2)、費用負担が必要なので (2)、家族が助けてもらえない場合は検討する など

【年代別】 【成年後見制度を利用したくない最も大きな理由】

	家族がいる 制度を使わなくとも 他人に財産などを 任せることが心配	他人に財産などを 任せることが心配	家族などの信頼関係が 崩れるおそれがある	援助者になってほしい 人がみあたらない	費用がどのくらいかかる か心配	手続きが大変そう	裁判所に申し立てることに 抵抗がある	利用していいかわからない どういうときに	その他	無回答
該当者 【該当数=330】	71.2%	10.3%	2.4%	1.5%	1.5%	6.4%	0.9%	2.1%	3.3%	0.3%
10 歳代 【該当数=2】	100%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
20 歳代 【該当数=10】	20.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30 歳代 【該当数=33】	51.5%	15.2%	3.0%	0.0%	3.0%	9.1%	3.0%	3.0%	9.1%	3.0%
40 歳代 【該当数=38】	55.3%	15.8%	0.0%	0.0%	7.9%	7.9%	0.0%	10.5%	2.6%	0.0%
50 歳代 【該当数=54】	61.1%	13.0%	3.7%	5.6%	0.0%	9.3%	1.9%	0.0%	5.6%	0.0%
60 歳代 【該当数=103】	79.6%	7.8%	1.0%	1.9%	1.0%	4.9%	1.0%	1.0%	1.9%	0.0%
70 歳以上 【該当数=87】	87.4%	2.3%	3.4%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	1.1%	2.3%	0.0%

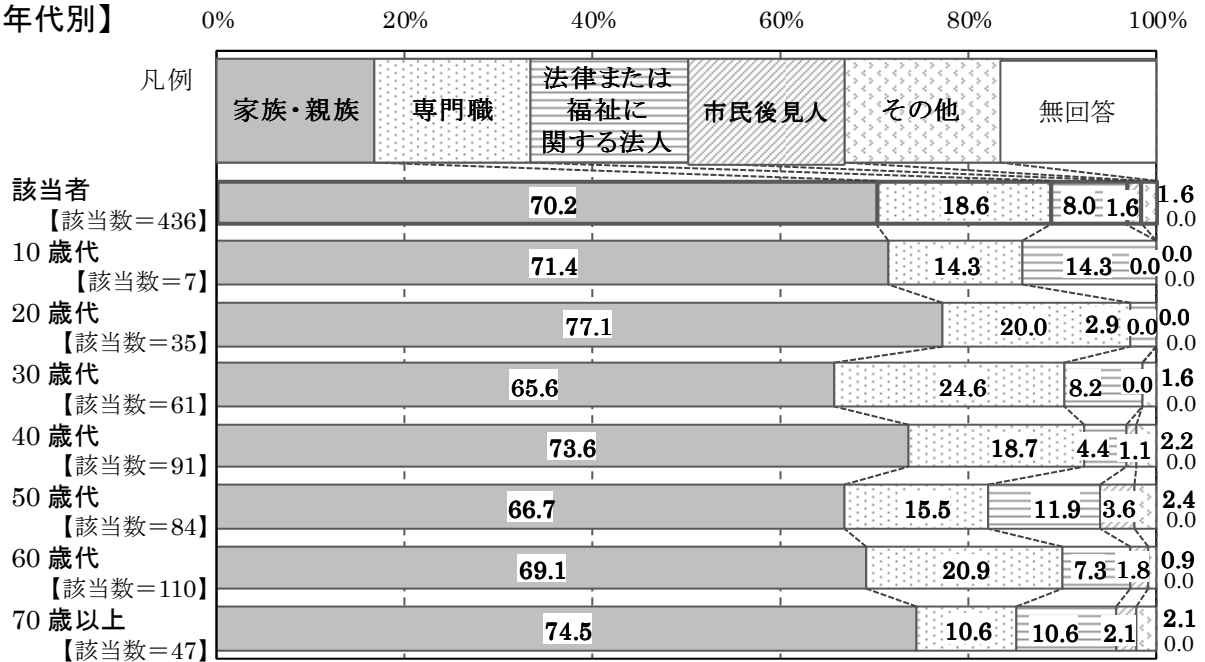
(5)「成年後見制度」で援助者（後見人など）になってもらいたい人

問 14 【問 12 で「1 利用したい」を選んだ方にお聞きします。】援助者（後見人など）にはだれになってもらいたいですか。（○は1つ）

	回答数	0	10	20	30	40	50	60	70	80 (%)
1 家族・親族	306	70.2								
2 専門職(弁護士・司法書士など)	81	18.6								
3 法律または福祉に関する法人	35	8.0								
4 市民後見人(研修を受けた市民など)	7	1.6								
5 その他	7	1.6								
無回答	0	0.0								
該当者	436									

※「その他」の内容：家族に頼みたいが負担等を考えると専門機関(3)、利用方法や依頼先などがわからない(2)、友人 など

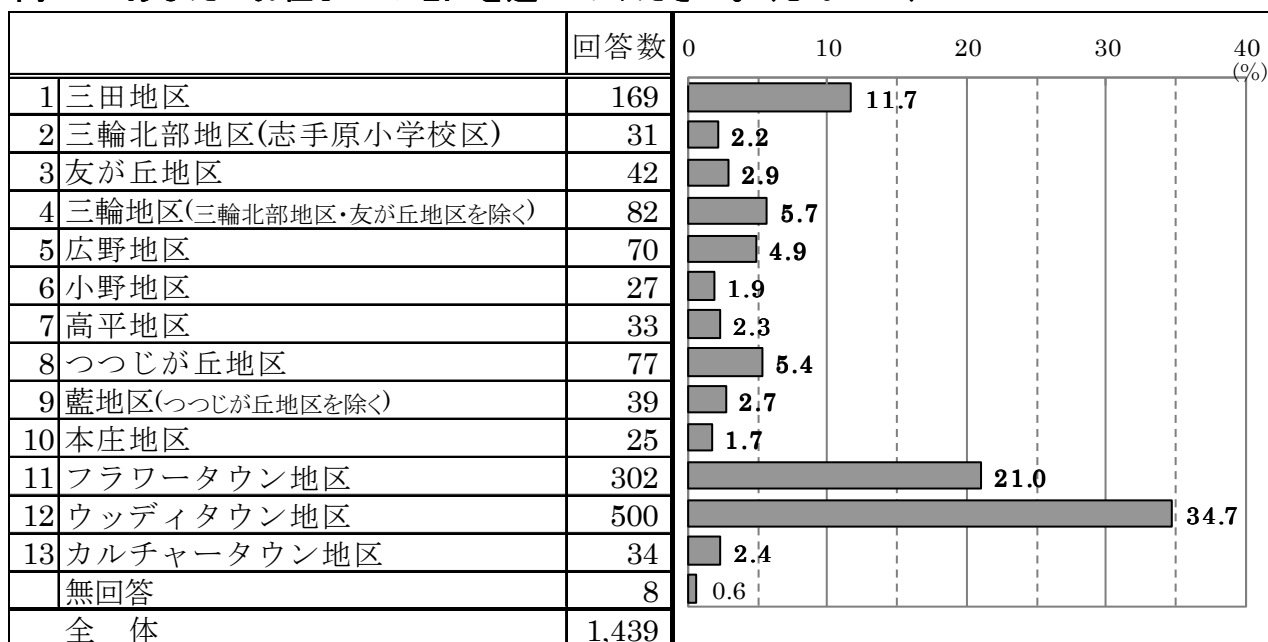
【年代別】



3 回答者の属性

(1) 居住地区

問 15 あなたがお住まいの地区を選んでください。(〇は1つ)

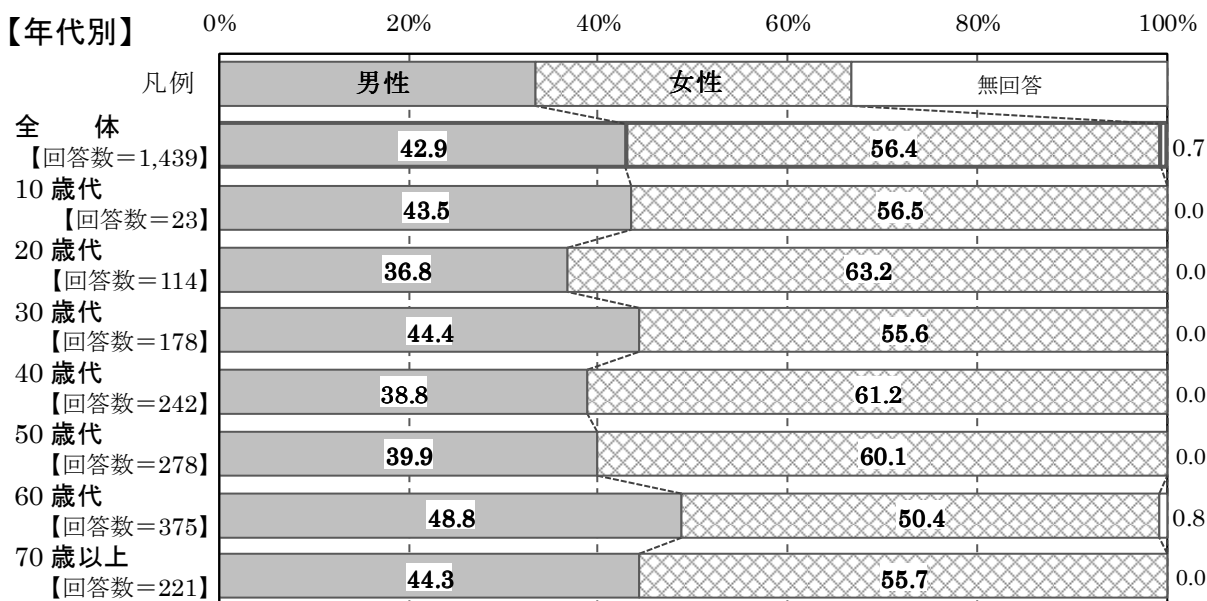


(2) 性別

問 16 あなたの性別を選んでください。(〇は1つ)

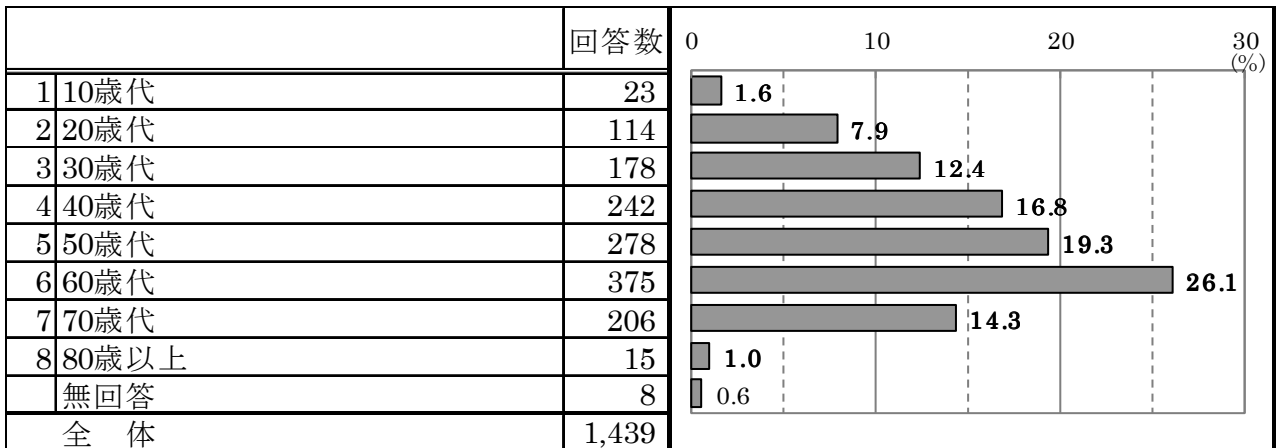


【年代別】



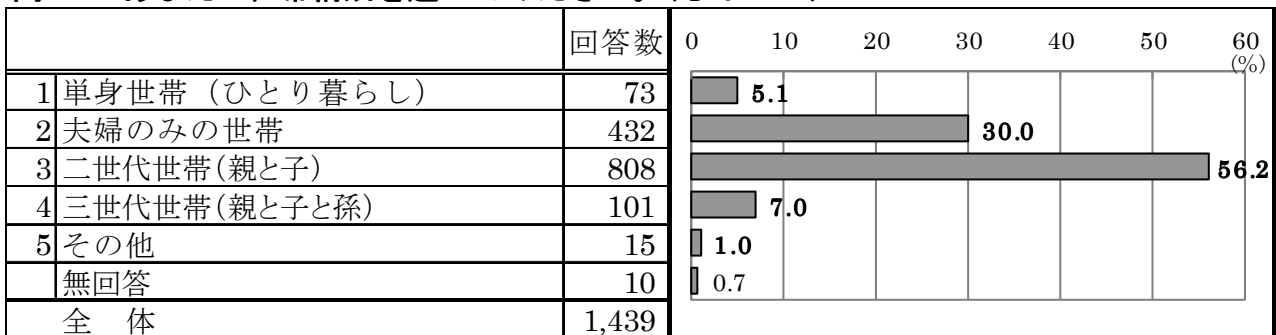
(3) 年齢

問 17 平成 30 年 6 月 1 日現在のあなたの年齢を選んでください。(○は 1 つ)



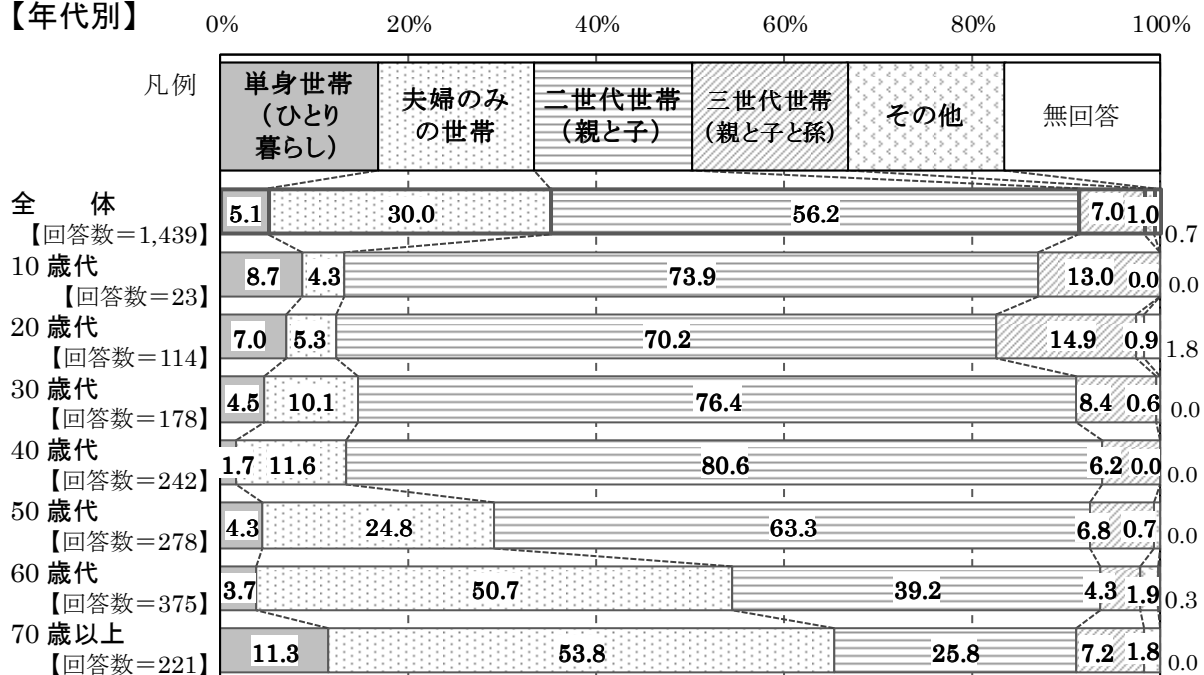
(4) 世帯構成

問 18 あなたの世帯構成を選んでください。(○は 1 つ)



※「その他」の内容：兄弟・姉妹 (3)、四世代世帯、妻と兄夫婦と同居、妹親子と同居、団体生活、シェアハウス、実家に同居 など

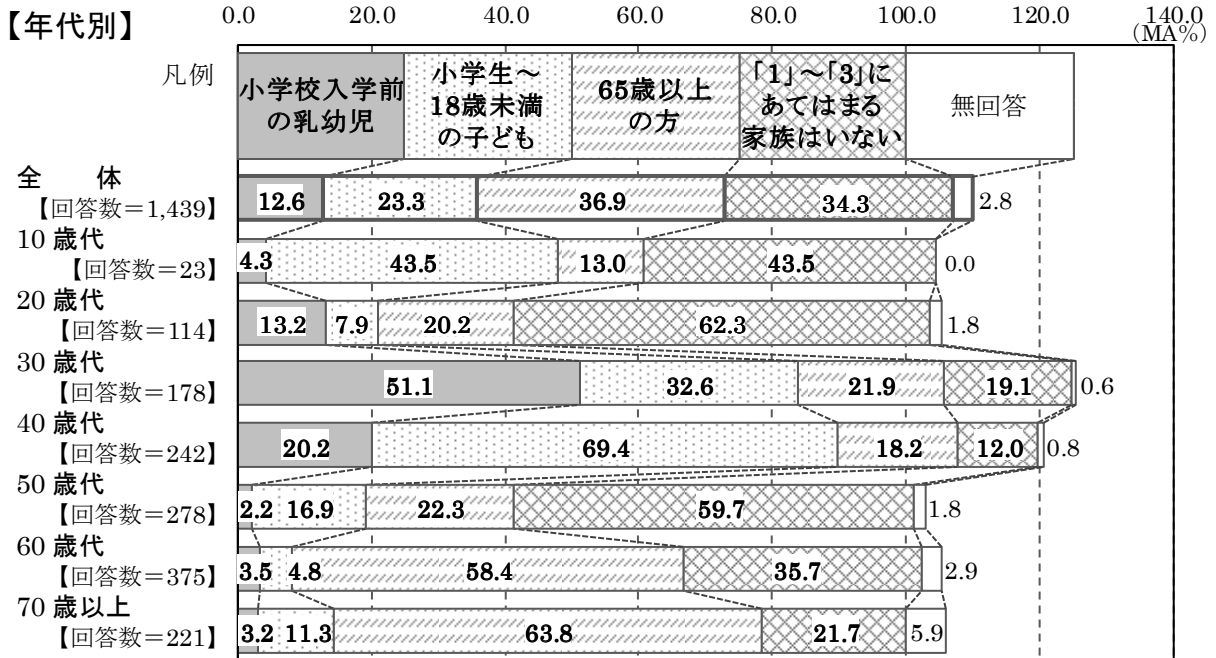
【年代別】



(5) 家族構成員

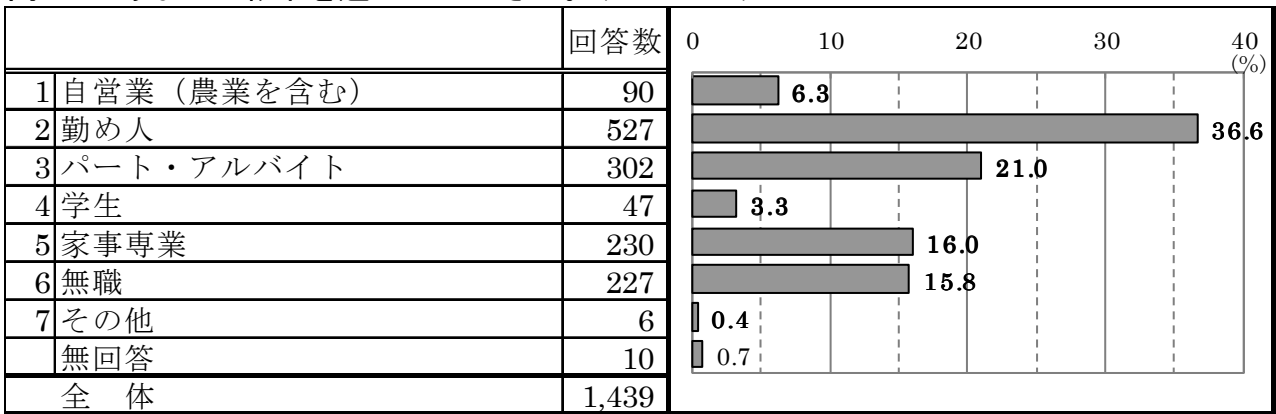
問 19 あなたの家族に次の方はおられますか。あてはまるものを選んでください。
(○はいくつでも)

	回答数	0	10	20	30	40 (MA%)	
1 小学校入学前の乳幼児	182						12.6
2 小学生～18歳未満の子ども	335						23.3
3 65歳以上の方	531						36.9
4 「1」～「3」にあてはまる家族はいない	493						34.3
無回答	41						2.8
回答総数	1,582						
全 体	1,439						



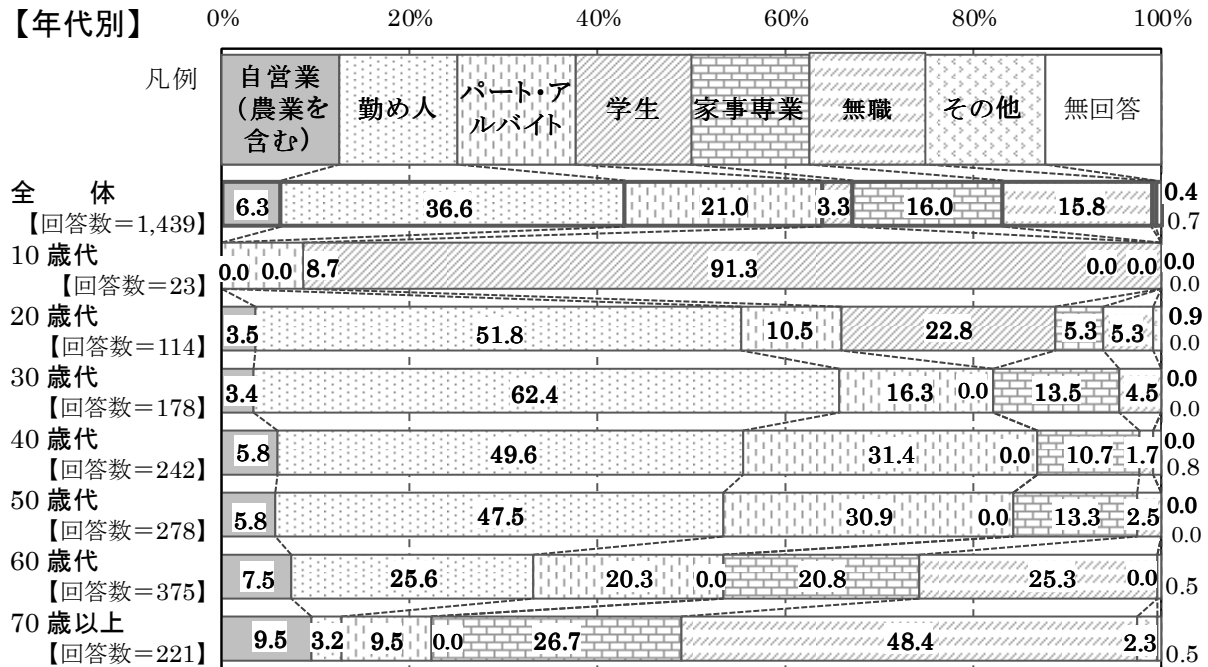
(6) 職業

問 20 あなたの職業を選んでください。(〇は1つ)



※「その他」の内容：シルバー人材センター (4) など

【年代別】

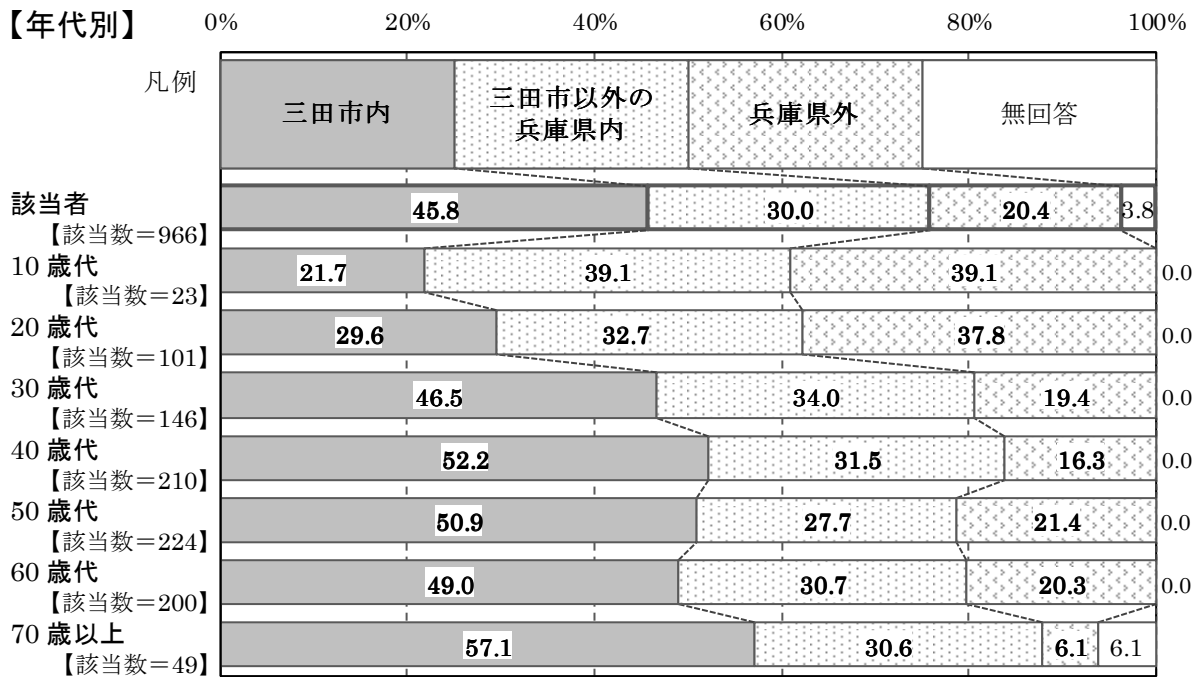


(7) 通勤・通学先

問 21 【問 34 で「1 自営業（農業を含む）」「2 勤め人」「3 パート・アルバイト」「4 学生」を選んだ方にお聞きします。】通勤・通学先や事業を営んでいる場所を選んでください。
(○は1つ)

	回答数	0	10	20	30	40	50 (%)
1 三田市内	442	45.8					
2 三田市以外の兵庫県内	290	30.0					
3 兵庫県外	197	20.4					
無回答	37	3.8					
該当者	966						

【年代別】



7 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年9月に国連総会で加盟各国の合意のもと、国際的な共通目標となったSDGs（Sustainable Development Goals）は、経済・社会・環境の各分野の課題について総合的な解決を目指すものです。

このSDGsに掲げられた17の目標には、本計画の取り組みと関係のある項目も含まれているため、国際的な課題への対応にも結び付くことを認識し、今後の取り組みを進めていく必要があります。SDGsの目標と本計画に含めた施策との関係は、下表のとおりです。

本計画に関するSDGsの目標	SDGsに関する「基本目標－基本施策」	SDGsに関する「主な取り組み」
<p>13【気候変動】 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p> 	<p>「3－2」 支援が必要な人を見逃さないまちづくり</p>	<p>(1)防災活動の支援 (2)避難行動要支援者等の支援 (3)災害時を見据えた日常支援の研究</p>
<p>1【貧困】 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>  <p>2【飢餓】 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>  <p>10【不平等】 国内および国家間の格差を是正する</p> 	<p>「4－1」 自分らしく暮らすための総合支援体制の充実</p> <p>「4－2」 複雑・困難課題解決のための専門機関のネットワークづくり</p> <p>「4－3」 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）</p>	<p>「4－1」 (1)当事者の自立支援 (2)各種制度・相談窓口に関する情報提供 (3)市民ニーズに応じた福祉サービスの充実</p> <p>「4－2」 (1)専門機関等のネットワークづくり (2)各種総合相談拠点の機能強化</p> <p>「4－3」 (1)成年後見制度の推進 (2)地域連携のネットワークづくり (3)審議会及び中核機関の設置と充実</p>

<p>10【不平等】 国内および国家間の格差を 是正する</p>		<p>「5-2」 地域福祉を進める環境 づくり</p>	<p>(1)ユニバーサルデザイン のまちづくり</p>
<p>11【都市】 あらゆる場所で、あらゆる形 態の貧困に終止符を打つ</p>			